

## 国立国語研究所後援名義使用に関する規程

平成21年10月 1日

国語研規程第35号

改正 平成28年 7月27日

改正 令和 3年10月14日

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の後援名義の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (主催者)

第2条 研究所の後援名義の使用許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国及び公共団体の機関
- (2) 教育研究機関及び学術団体
- (3) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (4) 新聞社、放送局その他の報道機関
- (5) その他所長が適当と認めるもの

### (事業内容)

第3条 研究所の後援名義を使用させる場合には、当該事業等が次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 事業等の目的が日本語研究（日本語教育研究を含む。）及びこれに関連する学術の発展及び普及に寄与するものであること
- (2) 事業等の参加対象が広範囲にわたるものであること。
- (3) 事業等が営利を目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
- (4) 事業等における講演者、シンポジスト、講師等が事業目的に適当な者であること。
- (5) 事業等の実施する場所が、その事業等を行うについて不適切でないこと。
- (6) 研究所の広報となり得るものであること。

### (許可申請)

第4条 研究所の後援名義の使用を願い出ようとする者は、別紙様式の後援名義使用許可願及び次に掲げる事項を明らかにした書類を所長に提出しなければならない。

- (1) 事業の計画を明らかにする書類
- (2) 主催団体の沿革、組織、活動等を明らかにする書類
- (3) 役員、会員名簿
- (4) 事業の収支予算を明らかにする書類
- (5) 従来から実施している事業等である場合は、前回の行事を明らかにする書類

(許可)

第5条 所長は前条の許可願を受理したときは、許可することができる。

2 所長は、前項の許可に際し、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 申請当時の事業計画に変更があった場合は直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後直ちにその結果についての報告書を提出すること。
- (3) 事業を行うに当っては原則として研究所が経費を負担しないこと。

(許可の取消)

第6条 所長は、後援名義の使用を許可した事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用許可を取り消すものとする。

- (1) 許可の申請に虚偽があったとき。
- (2) 第3条及び第5条第2項の許可条件に違反したとき。
- (3) 第5条第2項第1号の規定に基づく変更の届出があった場合において、変更後の事業等の内容が第3条第1号に該当しなくなるとき。
- (4) その他後援名義を使用させることが不相当と認めるとき。

(事務)

第7条 後援名義の使用に関する事務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、後援名義の使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 共催等についても、本規程に準じた扱いとする。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式（第3条関係）

年 月 日

人間文化研究機構  
国立国語研究所長 殿

団体名  
代表者・職氏名  
事務所所在地，電話番号，郵便番号

### 後援名義使用許可願

このたび、下記により「（事業名）」を開催することになり、本催しを一層有意義なものとするために、国立国語研究所の後援名義使用を許可くださるよう関係資料を添えて申請します。

なお、本事業終了後は直ちにその結果を報告いたします。

### 記

- 1 行事名称
- 2 開催目的，趣旨
- 3 主催（共催）者名
- 4 事業内容（開催日時・場所，参加人員及び募集方法，参加費）
- 5 他の後援団体名等

### 添付書類

- 1 事業計画書  
(研究会，研修会，講習会等の事業については，講師名及び講演のテーマ等具体的に記載すること。)
- 2 主催団体の沿革，組織，活動等を明らかにする書類
- 3 役員，会員名簿
- 4 事業の収支予算を明らかにする書類
- 5 従来から実施している行事である場合は，前回の行事を明らかにする書類（前回の開催要項）
- 6 その他研究所が後援名義使用の審査に際して必要と認める書類